

生涯学習活動バス運行補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民の学習意欲の向上と併せて住民の福祉向上に資するため、生涯学習活動のためのバス借上料に対し、只見町補助金等の交付に関する規則（以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次に掲げる団体とする。

- (1) 婦人会
- (2) 青年団体
- (3) 集落
- (4) その他の生涯学習団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、対象団体が事業者からバスを借上げて実施する事業のうち、次に掲げる事業とする。

- (1) 視察、研修又は学習活動
- (2) 他地域との交流活動
- (3) その他、町長が特に必要と認める活動

(補助要件)

第4条 対象団体は、事業を実施するにあたり、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 参加人員が10名以上の日帰り事業であること
- (2) バス等の乗車人数が車両定員の半数以上（小型バスの場合は11名以上）であること
- (3) 他の補助金を受けていないこと
- (4) 政治活動、宗教活動及び営利を目的としたものでないこと
- (5) 公序良俗及び関係法令等に反するものでないこと

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、バス借上料（運転手賃金及び燃料費を含む）とし、有料道路通行料、駐車場の使用料、キャンセル料、運転手昼食代、保険料、宿泊料、その他の付帯費用は対象としない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は下表のとおりとし、同一団体につき同一年度内に1回までとする。

対象団体	補助金の額
婦人会、青年団体、集落	補助対象経費の全額
その他の生涯学習団体	補助対象経費の半額

(補助金交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする対象団体（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 生涯学習活動バス運行補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 収支予算書（第2号様式）
- (3) バス借上料の見込みが分かる資料（事業者見積書等）

(4) その他、町長が必要と認める資料

(補助金交付の決定)

第8条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、生涯学習活動バス運行補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第9条 補助金交付の決定を受けた団体等（以下「交付決定者」という。）は、先に提出した事業計画を変更しようとするとき、又は変更したときは、直ちに生涯学習活動バス運行補助金計画変更承認申請書（第4号様式）を提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に定める軽微な変更は、次のいずれかの場合とする。

(1) 補助対象経費の20%以内の減額又は補助金交付申請額の変更を伴わない増額をすること。

(2) 事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更をすること。

(事業実績の報告)

第10条 交付決定者は、事業が終了したときは、速やかに次に掲げる書類を町長に提出し、その実績を報告しなければならない。

(1) 生涯学習活動バス運行補助金実績報告書（第5号様式）

(2) 収支精算書（第6号様式）

(3) バス借上料の支出が分かる資料（事業者領収書(写)、等）

(4) その他、町長が必要と認める資料

(補助金の請求及び交付)

第11条 補助金の交付は、補助事業が終了した後に交付決定者の請求により行うものとする。

2 交付決定者は、補助事業が完了した後に前条の実績報告書とあわせて生涯学習活動バス運行補助金交付請求書（第7号様式）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、事業推進上、特に必要と認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、生涯学習活動バス運行補助金交付概算払請求書（第8号様式）により経費の全部若しくは一部を概算払いすることができる。

(補助金交付の決定の取消又は返還)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 申請書及び添付書類等に虚偽の記載があったとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付条件及び町長の指示に違反したとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。